

訴訟の提起について（市会事務局関係）

次のとおり不当利得返還請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 不破 忠幸 2 大阪地方裁判所 不当利得返還請求事件	<p>被告は、平成 31 年 4 月 7 日に行われた大阪市議会議員一般選挙に当選し、同月 30 日から任期が開始したが、令和元年 9 月 6 日に大阪地方裁判所において当該選挙に関し公職選挙法違反の罪で有罪判決の言渡しを受け、令和 2 年 2 月 13 日に当該有罪判決が確定したため、被告の当選の効力が平成 31 年 4 月 7 日の当選時に遡って無効となった。</p> <p>これに対し、本市は、被告に対して令和元年 5 月から令和 2 年 2 月までの間に支給した議員報酬金 7,740,000 円及びこの間に支給した期末手当金 4,171,200 円の合計金 11,911,200 円について、被告が上記当選の無効により法律上の原因なく得たこととなったことから、被告に対し、上記金員から上記金員の支給の際に本市が源泉徴収をした所得税に相当する額金 1,900,589 円を除いた金 10,010,611 円及びこれに対する利息の支払を求めるものである。</p>

令和 2 年 5 月 14 日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

不当利得返還請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。